

違反対象物の公表 制度が始まります！！

平成31年7月1日運用開始

・違反対象物の公表制度とは？

ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難するのが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの未設置）のある建物を確認した場合に、これらの情報を国東市のホームページに掲載し、公表する制度のことです。

・公表方法

国東市消防本部ホームページへの掲載

・公表内容

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反の内容
- ④公表日
- ⑤その他消防長が必要と認める事項

・国東市消防本部から
のお知らせ！！



問い合わせ先
国東市消防本部予防課

0978-72-1133